

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止
する省令案について

1 改正趣旨

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、現行公益法人制度の廃止及び新たな非営利法人制度の創設を内容とする公益法人制度改革のもと、平成 18 年 6 月公益法人関連 3 法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。））が制定され、公益法人の主務官庁の監督等に係る民法の規定についても改正がなされた。これに伴い、公益法人の主務官庁の監督等に関する規定を実施するため防衛省において制定されている省令の所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止
 - 民法の一部改正に伴い、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する。（本則関係）
 - 施行期日を整備法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）とする。（附則第 1 条関係）
- (2) 関係省令の改正
 - 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則（以下「オンライン化省令」という。）について所要の改正を行う。（附則第 2 条関係）
 - 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「e-文書省令」という。）について所要の改正を行う。（附則第 3 条関係）
 - オンライン化省令及びe-文書省令について、所要の経過措置を規定。（附則第 4 条関係）